

# 特 約 条 項

## 第1条【借入金の交付方法等】

借主がこの契約により貴行から借入れる金銭は、株式会社長野銀行（以下、「貴行」という。）における借主名義の預金口座への入金の方法により交付を受けるものとします。なお、その入金日をもって借入日とします。

## 第2条【利息・損害金】

① 借主は、次の各号の方法により利息を支払うものとします。

元利均等返済方式による借入の場合は、利息は毎回返済部分および加算返済部分ごとに月割計算（ $(\text{元金残高} \times \text{年利率} \times \text{月数}) \div 12$ ）により算出し、各返済日に経過分を後払いします。なお、月数は、毎月部分は返済間隔の月数とし、加算部分は年2回、6か月間隔とします。なお、借入日から初回返済日までの期間が借入要項に定める元利金の返済間隔に満たない場合には、1年を365日とした日割計算によるものとします。ただし、初回または最終回返済額（加算返済を含む）は、利息計算の端数処理のため毎回の返済額と異なる場合があるものとします。

② 借主は、債務の履行を怠った場合には、支払うべき金額につき年14%（1年を365日とした日割計算）の割合による損害金を支払うものとします。

## 第3条【元利金返済額等の自動支払】

① 借主は、元利金の返済のため、各返済日までに毎回の元利金返済額（増額返済併用の場合には、加算返済日に加算返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとします。

② 返済は自動引落しの方法によることとし、貴行は各返済日に、普通預金規定にかかわらず普通預金・総合口座通帳および払戻請求書なしに、指定の返済用預金口座から引落しのうえ、毎回の元利金の返済にあてます。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、貴行はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が遅延することになります。

③ 毎回の元利金返済額相当額の預け入れが各返済日より遅れた場合には、貴行は元利金返済額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いができるものとします。

④ 特約条項第4条によって繰上げ返済する場合、および第6条によって、この債務全額を返済しなければならない場合は、前1、2項によらず貴行の指定する方法とします。

## 第4条【繰上げ返済】

① 借主が、この契約による債務を期限前に繰り上げて返済できる日は、借入要項に定める毎月の返済日とし、この場合には繰上げ返済日の2週間前までに貴行へ通知するものとします。

② 繰上げ返済により増額返済の部分の未払利息がある場合には、繰上げ返済日に支払うものとします。

③ 借主が繰上げ返済をする場合には、貴行所定の手数料を支払うものとします。

④ 一部繰上げ返済をする場合には、前3項によるほか、次表のとおり取り扱うものとします。

	毎月返済のみ	増額返済併用
繰上げ返済できる金額	繰上げ返済日に続く割賦単位の返済元金の合計額	下記の1と2の合計 1. 繰上げ返済日に続く加算返済月単位に取りまとめた毎月の返済元金 2. その期間中の増額返済金額
返済期日の繰上げ	返済金額に応じて、以降の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰上げ返済後に適用する利率は、借入要項記載どおりとし、変わらないものとします。	

## 第5条【諸費用の決済口座からの自動引落し】

本契約に関し借主が負担すべき手数料、印紙代その他一切の費用については、普通預金規定にかかわらず、普通預金・総合口座通帳および払戻請求書なしに、貴行所定の日に費用相当額を指定の返済用預金口座から引落しのうえ支払うものとします。

## 第6条【期限前の全額返済義務】

① 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの通知催告等がなくても、借主は貴行に対するいっさいの債務について当然期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。

1 支払の停止または破産、民事再生手続開始もしくはこれらに類する国内法または国外法上の手続開始の申立があったとき

2 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき

3 借主またはその保証人の預金その他貴行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。なお、保証人の貴行に対する債権の差押等については、貴行の承認する担保を差し入れる旨を借主が遅滞なく貴行に書面にて通知したことにより、貴行が従来どおり期限の利益を認める場合には、貴行は書面にてその旨を通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことに基づきすでになされた貴行の行為については、この効力を妨げないものとします。

4 所在不明となり、貴行から借主に宛てた通知が届出の住所に到達しなくなったとき

② 借主について、次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの請求によって、借主は、貴行に対するいっさいの債務について期限の利益を失い、直ちに債務を返済するものとします。

なお、貴行の請求に際し、貴行に対する債務を全額支払うことにつき支障がない旨を借主が遅滞なく貴行に書面にて通知したことにより、貴行が従来どおり期限の利益を認める場合には、貴行は書面にてその旨を借主に通知するものとします。ただし、期限の利益を喪失したことに基づきすでになされた貴行の行為については、その効力を妨げないものとします。

1 借主が貴行に対する債務の一部でも遅滞したとき

2 担保の目的物について差押または競売手続きの開始があったとき

3 借主が貴行との取引約定に違反したとき、または第17条に基づく貴行への報告もしくは貴行へ提出する財務状況を示す書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき

4 借主が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、借主が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき（不渡りおよび支払不能が6か月以内に生じた場合に限る。）

5 借主の連帯保証人が前項または本項の各号の一つでも該当したとき

6 前各号のほか貴行の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

- ③ 前項の場合において、借主または連帯保証人が住所変更の届出を怠る、あるいは借主または連帯保証人が貴行からの請求を受領しないなど借主または連帯保証人の責めに帰すべき事由により、請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

#### 第7条【反社会的勢力の排除】

- ① 借主は、借主または保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- 1 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 2 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 3 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 4 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 5 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ② 借主は、借主または保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- 1 暴力的な要求行為
  - 2 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 3 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 4 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を毀損し、または貴行の業務を妨害する行為
  - 5 その他前各号に準ずる行為
- ③ 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1号各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、貴行からの請求によって、借主は貴行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。なお、第6条第3項の事由によりこの請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。
- ④ 手形または電子記録債権の割引を受けた場合、借主または保証人が暴力団員等もしくは第1号各号のいずれかに該当し、もしくは第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、全部の手形および電子記録債権について、貴行からの請求によって、借主は手形面記載の金額および電子記録債権の債権額の買戻債務を負い、直ちに弁済するものとします。なお、第6条第3項の事由によりこの請求が延着しまたは到達しなかった場合は、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。この債務を履行するまでは、貴行は手形所持人または電子記録債権の債権者として一切の権利を行使できるものとします。
- ⑤ 第3項または第4項の規定により、債務の弁済がなされ借主の貴行に対する債務が存在しない場合は、本約定は失効するものとします。

#### 第8条【銀行による相殺、払戻充当】

- ① 期限の到来、期限の利益の喪失、買戻債務の発生、求償債務の発生その他の事由によって、借主が貴行に対する債務を履行しなければならない場合には、貴行は、その債務と借主の預金その他貴行に対する債務とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺できるものとします。
- ② 前項の相殺ができる場合には、貴行は事前の通知および所定の手続きを省略し、借主に代わって諸預け金の払戻しを受け、借主の債務の返済に充当することもできるものとします。この場合、貴行は借主に対して充当した結果を通知するものとします。
- ③ 第2項により貴行が相殺または払戻充当を行う場合、債権債務の利息、割引料、保証料、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を貴行による計算実行の日までとします。また利率、料率等は借主貴行間に別の定めがない場合には貴行の定めるところによるものとし、外国為替相場については貴行による計算実行時の相場を適用するものとします。

#### 第9条【借主による相殺】

- ① 期限の到来その他の事由によって、貴行が借主の預金その他の借主に対する債務を履行しなければならない場合には、借主は、その債務と貴行の借主に対する債権とをその債権の期限が未到来であっても、次の各号の場合を除き、相殺することができるものとします。なお、満期前の割引手形または支払期日前の割引電子記録債権について借主が相殺する場合には、借主は手形面記載の金額または電子記録債権の債権額の買戻債務を負担して相殺することができるものとします。
- 1 貴行が他に再譲渡中の割引手形または電子記録債権の債権額に関する買戻債務を相殺するとき
  - 2 弁済または相殺につき法令上の制約があるとき
  - 3 借主貴行間の期限前弁済を制約する約定があるとき
- ② 前項によって借主が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印もしくは届出署名を記入して遅滞なく貴行に提出するものとします。
- ③ 借主が相殺した場合における債権債務の利息、割引料、保証料、清算金、損害金、違約金等の計算については、その期間を相殺通知の到達の日までとします。また、利率、料率等は借主貴行間に別の定めがない場合には貴行の定めによるものとします。なお、外国為替相場については貴行の計算実行時の相場を適用するものとします。この場合、期限前弁済について繰上げ返済手数料などの別途の手数料、損害金等の定めがあるときは、その定めによる

ものとしします。

#### 第10条【銀行による充当の指定】

返済または第8条による相殺または払戻充当の場合において、借主の貴行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、貴行は適当と認める順序方法により充当することができるものとし、借主はその充当に対して異議を述べることはできないものとしします。

#### 第11条【借主による充当の指定】

- ① 第9条により借主が相殺する場合において、借主の貴行に対する債務全額を消滅させるに足りないときは、借主は貴行に対する書面による通知をもって充当方法を指定することができるものとしします。
- ② 借主が前項による指定をしなかったときは、貴行は適当と認める順序方法により充当することができ、借主はその充当に対して異議を述べることはできないものとしします。
- ③ 第1項の指定により貴行の債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、貴行は書面により遅滞なく異議を述べたうえで、担保、保証の有無、軽重、処分の難易、返済期の長短、割引手形または電子記録債権の決済見込みなどを考慮して、貴行の指定する順序方法により充当することができるものとしします。
- ④ 前2項によって貴行が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については期限が到来したのものとして、貴行はその順序方法を指定することができるものとしします。

#### 第12条【費用の負担】

次の各号掲げる費用は、借主が負担するものとしします。

- ① 抵当権の設定、抹消または変更の登記に関する費用
- ② 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用
- ③ 借主または保証人に対する権利の行使または保全に関する費用
- ④ 借主の申し出による返済条件の変更に関する貴行所定の手数料

#### 第13条【団体信用生命保険付保の場合の適用事項】

- ① 借主および保証人は、この契約による債務を担保するため、貴行が所定の方法により借主を被保険者とする団体信用生命保険契約を締結することに同意します。  
ただし、借主は、「統一住宅ローン団信」においては加入日現在満15歳未満または満71歳以上の者、その他の理由により前記団体信用生命保険契約の締結を否認された場合は、本条項を適用しないことに同意します。
- ② 借主は現在健康に異常なく、上記保険契約に基づき提出した団体信用生命保険告知書記載事項は、真実に相違ないことを誓約します。
- ③ 借主は、貴行が団体信用生命保険契約を締結するために、借主の同意を要する必要があるときは、貴行からの請求があり次第直ちに必要な書類を作成することに協力します。
- ④ 保険金額は、この契約による債務の金額を基準とし、その計算は貴行所定の計算方法によるものとしします。
- ⑤ 借主および保証人は、この契約による債務の最終返済日前に借主に関する保険事故が発生したときは遅滞なく貴行に通知し、その指示に従います。
- ⑥ 借主に関する保険事故により受領した保険金については、次のとおりとしします。  
ただし、借主、保証人および担保提供者は、この保険契約に関し、告知義務違反その他の事由により保険金の支払が取り消された場合には、本項の返済を取り消されても異議ありません。  
借主を被保険者、第二地方銀行協会を保険契約者、貴行を保険金受取人とする「統一住宅ローン団信」の場合で、貴行がその保険金を有効に受領したときは、この契約による債務の期限のいかんにかかわらず、この債務の弁済に充当されるものとし、この債務は、当該受領分についてのみ消滅するものとしします。
- ⑦ 第6条および第7条に定めるほか、借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、貴行からの請求によって、この契約による債務全額を返済するものとしします。
  - 1 借主が前記第1項に定める同意を撤回し、または必要な書類を作成することに協力しないために保険契約が締結できないとき
  - 2 借主の団体信用生命保険約款違反、その他借主の責めに帰すべき事由により、保険金が支払われないことが明らかになったとき

#### 第14条【危険負担、免責事項等】

- ① 借主が貴行に提出した証書その他書類等が、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事情によって紛失、滅失、損傷または延着した場合には、借主は貴行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を返済するものとしします。なお、貴行が請求した場合には、借主は直ちに代りの証書等を提出するものとしします。この場合に生じた損害については、貴行の責めに帰すべき事由によるものを除き、借主が負担するものとしします。
- ② 借主が貴行に提供した担保について前項のやむをえない事情によって損害が生じた場合には、その損害について、貴行の責めに帰すべき事由による場合を除き、借主が負担するものとしします。
- ③ 貴行が、証書等の印影、署名を、借主の届け出た印鑑、署名鑑と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章、署名について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は借主の負担とし、借主は証書等の記載文言にしたがって責任を負うものとしします。
- ④ 借主に対する権利の行使もしくは保全または担保の取立もしくは処分等に要した費用、および借主の権利を保全するために借主が貴行に協力を依頼した場合に要した費用は、借主の負担としします。

#### 第15条【成年後見人等の届出】

- ① 借主または借主の補助人、保佐人、後見人は、借主について家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたときもしくは任意後見監査人の選任がなされたとき、もしくは借主の補助人、保佐人、後見人について、家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、またはこれらの審判をすでに受けているときには、その旨を書面により直ちに届け出るものとしします。届出内容に変更または取消が生じた場合にも同様としします。
- ② 前項の届出の前に生じた貴行の損害については、借主の負担としします。

#### 第16条【届出事項の変更】

- ① 借主および連帯保証人は、その印章、署名、氏名、住所、電話番号その他の貴行に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに書面により貴行に届け出るものとしします。
- ② 借主または連帯保証人が前項の届け出を怠る、あるいは借主または連帯保証人が貴行からの請求を受領しないなど借主または連帯保証人の責めに帰すべき事由により、貴行が行った通知または送付した書類等が延着したまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとしします。

## 第17条【報告および調査】

- ① 借主は、貴行が債権保全上必要と認めて請求をした場合には、担保の状況ならびに借主および保証人の信用状態について直ちに報告し、また、調査に必要な便益を提供するものとします。
- ② 借主は、担保の状況、または借主もしくは保証人の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれのあるときは、貴行から請求がなくても遅滞なく報告するものとします。
- ③ 借主又は保証人の財産の調査について貴行が必要とするときは、貴行を借主または保証人の代理人として、市区町村の住民基本台帳（省略のない住民票）の写し、戸籍謄本、改正原戸籍謄本、除籍謄本等を交付申請および受領すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家屋総合名寄帳等を閲覧、謄写ならびに所得証明書、納税証明書、評価証明書等を交付申請および受領することを委任します。

## 第18条【連帯保証】

- ① 連帯保証人は借主の委託を受けて、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、この証書の各条項を借主と同様に承認のうえ、借主および他の連帯保証人と連帯して債務履行の責を負います。なお、返済期限、利率、返済方法、その他の借入条件の変更等はすべて貴行と借主の行為に一任し、いっさいの異議を述べません。
- ② 連帯保証人は借主の貴行に対する預金その他の債権をもって相殺はしません。
- ③ 連帯保証人が第1項の保証債務を履行しなければならない場合には、貴行は第8条に準じてその債務と連帯保証人の預金その他債権と相殺または払戻充当することができます。なお、返済の順序、方法については第10条によるものとします。
- ④ 連帯保証人が借主のため貴行に対して他の保証をしているときは、その保証はこの保証契約により変更されないものとし、また、ほかに限度額の定めのある保証をしている場合にはその保証限度額にこの保証額を加えるものとします。なお、貴行の都合によって担保もしくは他の保証またはこの契約による保証人を変更、解除しても免責は主張しません。
- ⑤ 連帯保証人が第1項の保証債務を履行した場合には、代位によって貴行から取得した権利は借主と貴行との取引継続中は貴行の同意がなければこれを行使しません。もし貴行の請求があればその権利または順位を貴行に無償で譲渡します。
- ⑥ 貴行が連帯保証人の一人に対して履行の請求をしたときは、借主および他の連帯保証人に対しても、その効力が生じるものとします。

## 第19条【公正証書作成義務】

借主は貴行から請求がある場合には、直ちにこの約定による債務の承認および強制執行の認諾がある公正証書の作成に必要な手続きをします。このために要した費用は借主が負担します。

## 第20条【債権証書の不交付】

借主は全額返済により貴行からこの契約が終了した旨の通知を受けた場合は、本金銭消費貸借契約証書が返還されなくても異議を述べないものとします。ただし、借主から返還を要求された場合は交付するものとします。

## 第21条【債権譲渡】

- ① 借主は、貴行が将来この契約による住宅貸付債権を他の金融機関等に譲渡（以下本条においては信託を含む。）することおよび貴行が譲渡した債権を再び譲り受けることをあらかじめ承諾するものとします。この場合、借主に対する通知は省略するものとします。
- ② 前項により債権が譲渡された場合、貴行は譲渡した債権に関し、譲受人（以下本条においては信託の受託者を含む。）の代理人になるものとします。借主は貴行に対して、従来どおり借入要項に定める方法によって毎回の元利金返済額を支払い、貴行は、これを譲受人に交付するものとします。

## 第22条【個人信用情報センターへの登録】

- ① 申込者は、下記の個人情報（その履歴を含む）が貴行が加盟する個人信用情報機関に登録され、同機関および同機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員によって自己の与信取引上の判断（返済能力または転居先の調査をいう。ただし、返済能力に関する情報については返済能力の調査の目的に限る。）のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等、本契約の内容、およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行および保証会社が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から7年を超えない期間
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

## 第23条【準拠法、合意管轄】

- ① 本契約書および本契約書が適用される諸取引の契約準拠法は日本法とします。
- ② 本契約書が適用される諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、貴行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

## 第24条【規定の変更】

- ① 銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この規定を変更する必要があるときは、民法第548条の4の規定に基づいて、変更できるものとします。
- ② 銀行は、第1項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにそ

の効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以 上